

消費者だより

クーリング・オフは メールでできます！

2022年6月からクーリング・オフの通知がメールやFAXでもできるようになりました。いずれの通知方法でも従来通り、通知した内容・いつ通知したか等の情報は5年間保存するようにしましょう。メールで通知を送る時は、画面のスクリーンショットで保存することができます。

*クーリング・オフとは？

通常、成立した契約を一方的にやめることはできませんが、消費者が改めて考えて「契約をやめたい」と思ったら、期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。しかし、販売方法や商品によってはクーリング・オフの対象にならない場合もあります。さらに通信販売にはクーリング・オフ制度がありませんので、返品・解約については販売事業者が決めたルールに従うことになります。

注文・契約の前に

しっかりチェックを心がけましょう。

◆ 困ったらひとりで悩まずすぐ相談！

柳井地区広域消費生活センター

☎0820-22-2125

全国消費者ホットライン

☎188



宛先：XXX@XXXX.co.jp

件名：クーリング・オフ

**販売会社 御中

次の契約を解除します。

契約年月日 00年0月0日

商品名 ○○○○

契約金額 ○○○○円

販売会社 **販売会社 **営業所

担当者 ▲▲▲▲

支払った代金○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

00年0月0日

住所 ○○県○○町○○番地

氏名 ○○○○

あなたの地区の世話人です！

地区名	自治会名	氏名	TEL	地区名	自治会名	氏名	TEL
城南	石の口	向山あさ子	52-5366	麻郷	奈良	古田 弘美	52-2307
	石の口	向山十三日子	52-3425		蓮輪	勝本 園江	55-5037
	吉井	河内フサ子	090-4655-5703		旭	山口 綾子	53-0670
	西山	平井 洋子	52-3658		旭	上道 康子	53-0426
	川西	國弘 和江	52-4912		新川	永田 悦子	52-1240
西田布施	竹尾	河村 孝子	52-1961	麻里府	浜城	中道 和恵	55-6220
	竹尾	河村千鶴子	52-1504		尾津東	松葉 妙子	55-6427
	長田	井上 栄子	52-5532		別府	迫 恵美子	55-6343
	矢蔵	南 紀久枝	52-2951		尾津西	菊谷 和子	55-5909
	西田布施	中原 和枝	52-1634		中郷	柿内 陽子	55-6353
東田布施	長合	西田 節子	52-2088				
	長合	吉村 信子	52-4355				
	木地	木本香代子	52-0570				
	上ゲ	徳本美知子	52-1252				
	上ゲ	森重由季江	52-4455				

消費者問題に関する心配ごとがあれば、ひとりで悩まずお気軽にご相談下さい。

消費者トラブルの未然防止・拡大防止につながる情報提供もお待ちしております。



食用廃油の回収

■場所

西田布施公民館・城南公民館
麻里府公民館・東田布施公民館・麻郷公民館

■回収日

令和4年7月1日(金)

■方法(お願い)

- ・回収日2日前から当日午前9時までに持参し、空き容器はお持ち帰りください。
- ・食用廃油以外は入れないでください。
- ・ドラム缶によってフタの開け方が異なるのでご注意ください。
- ・公民館周辺の工事に伴い、中央公民館での廃油回収を中止しています。他の公民館のドラム缶をご利用ください。

相談窓口

■山口県消費生活センター

☎083-924-0999

■柳井地区広域消費生活センター

☎0820-22-2125

■田布施町役場 経済課 地域振興係

☎0820-52-5805

一人で抱え込まず、誰かに相談することによって人が知り、被害を食い止めることができます。何かあれば上記の窓口にご連絡ください。解決の手助けをします。